

近世中・後期における柑橘の「商品化」 過程と生産構造

—熊本県河内町の事例—

松村 祝男

- I. はじめに
- II. 資料の吟味と問題の限定
- III. 生産者の文書にみる近世中・後期の生産概要
- IV. 宝暦検地帳に現れた生産構造とその特質
- V. 「商品化」と生産構造にみる柑橘栽培の地域的意義
- VI. まとめ

I. はじめに

毎年一定量の生産・納入が義務づけられてきた主穀類生産と異なり、「嗜好品の作物」や「工芸作物」が、近世において生産を担ってきた農民の「生活」の中で果たしてきた「機能」を分析することは、たとえ資本制社会以前において一般的に指摘されているように「価値法則」の貫徹がみられないとしても、作物の生産を通してみた地域社会での前期資本の形成や、当該時期における地域経済の構造実態を解明することに連なる。

近世末期に前期資本主義的生産がわが国の農村においてかなり広範な形で発達していたことを、古島敏雄は指摘している¹⁾。また、宮崎安貞の『農業全書』や大蔵永常の『公益国産考』の刊行は、それなりの時代的背景を伴ったものとみることができる。さらに「嗜好品の作物」や「工芸作物」にみられる栽培地域と作目の「特化傾向」が、近世段階の生産実態を継承していると指摘されている『明治十年物産表』²⁾

で見ると、特定品目の生産量や地域的に特化した傾向から、各地での発達状況が推測できる。蜜柑・干柿・もも・ぶどうなどのいわゆる「名産地」と称せられた産地が、これにあたる。また『日本の蜜柑』³⁾には、『明治十年物産表』に掲載されていないが、近世段階ですでに「産地」として台頭していたと考えられるいくつかの産地が記録されている。さらに、伝統的柑橘産地において刊行されてきた「果樹園芸史」の類は、各々の地域で近世の末期に「商品」として柑橘類が取り引きされ、生産者の家計経済に大きな機能を果たしていたことを指摘している。

しかし、これらに基づく実態は、残存文書の制約のため、各々の地域において断片的で、一定の時間的経過の中で柑橘がどのように「商品」としての性格を形成してきたか、またいかなる生産構造の下で生産が担われてきたかといった問題は、十分に言及されているわけではない。

本稿は、『河内町史』⁴⁾（熊本県熊本市）の編纂過程で発掘された地方文書と、熊本県立図書館が保存する藩政文書⁵⁾を手がかりに、従来資料的制約などによって十分に言及されてこなかった、近世中・後期における柑橘の商品化過程と販売価格および生産構造の一側面を解明し、近世段階における一地方の村落経済に果たした柑橘栽培の機能、およびその特質について若干の考察を試みようとするものである。

II. 資料の吟味と問題の限定

戦後、わが国では多くの伝統的果樹栽培地域において、生産の担い手層に焦点を当てた「果樹農業発達史」の類が刊行され、地域農業の発展過程を解明するうえで大きな業績を上げてきた⁶⁾。また、これらの文献を「資料」として、とくに近代以降の産地形成に関わる理論的・実証的分析が積み上げられてきている⁷⁾。これに対して近世に関する研究は、資料的制約を受けて、生産の担い手層に焦点を当てた産地形成や生産構造に関わる研究が、着実に積み上げられてきているとは言いがたい。

こうした現状は、近世における地域研究が、いわゆる「文献史学」的手法を活用しなくてはならないため、地方文書や藩政文書の中から柑橘栽培に関わる記録を抽出し、これを補足するために古木調査・口伝・石文などを活用せざるを得ず、そこには一定の資料的限界が存在してきた。たとえば、基礎的食生活を充足しない柑橘の場合、「小物成」程度の公租の対象でしかなく、したがって近世研究に不可欠な年貢皆済帳など主要文書に、園地（土地）所持者別栽培面積など当該時期の生産構造を知り得る記録がほとんど残存していない。このため、多くの「果樹発達史」では、近世における産地の解明が「生産構造」の解明にまで至らず、各産地の「栽培の時間的長短」を実証する程度に留まらざるを得なかった。

このような一般的状況の中で、熊本市河内町には、一集落（近世段階の自然村）・特定栽培農家に限定されるものの、『吉凶後鑑録』（尾跡区東家文書）、『尾跡地藏講御帳』、『西宮講帳』、『恵比寿祭礼帳』（尾跡区公民館保存文書）、『葛山区祭礼帳類』⁸⁾（葛山区保存文書）、『蜜柑覚帳』⁹⁾（尾跡区東家文書）などの地方文書が残存しており、これらの資料から、近世における農産物の栽培状況や価格を把握することができる。

さらに、熊本県立図書館には慶長・寛永・宝暦・明和の検地帳が所蔵されており、これらの検地帳のうち、「寶暦 十四年 飽田郡五町手永

河内村・塩屋村本方田畑地引合改御図御帳』¹⁰⁾

（以下「宝暦検地帳」と略す）には、各田畑の所持者・面積・所在地（下げ名）・枚数・等級区分が記載されている。さらに各所持地面積には「蜜柑仕立」「櫛仕立」「松仕立」などの面積が内書きされ、概要ながら当該時期の生産者別「仕立」面積を集計することが可能である。

これらの文書は、前者が一種の「生活記録」であり、後者は為政者によって編纂された「藩行政資料」であるから、「生活記録」と「藩行政資料」との間には、文書の作成に関わる基本的な性格の違いが存在するとみてよいであろう。とくに、地域住民が日常生活の経験を通して書き記してきた「生活記録」は、その記録の時間的長さ・形式・内容において、各文書間に差がある。このため、文書相互間の比較検討はもとより、他資料と対比させるなど、資料吟味が必要である¹¹⁾。しかし、生産を担い自己の生活を維持してきた地域主体者が、生産環境としての「自然」を相手に営み続けてきた農業生産の実態と生活の諸側面を知る資料としての価値はきわめて高い。

また、こうした「記録」は、記録する者の生産を基盤に据えた生活の中で形成される「価値意識」を的確に反映しているとともに、「価値意識」のあり方によって記載内容と記録密度が大きく左右される「限界」をも包含している¹²⁾。

『吉凶後鑑録』の記録は、元禄2（1689）年から始まり、『尾跡地藏講帳』の記載が文化7（1810）年からはじまる。両文書間には123年間の差があるが、現在のところ文化7年以前の産地動向を知ることのできる資料は、『吉凶後鑑録』以外に発掘されていない。したがってこの123年間の動向は、対比し客観化するための同質資料を欠くことになる。さらに『吉凶後鑑録』の冒頭に「天明八年再書」と添え書きがあり、元禄2年から天明8（1788）年までの記録は、それ以降に比べて記載内容が簡略であるとともに、量的にも少ない。したがって、「天明八年再書」の段階で記録者による内容の取捨選択が行われた可能性を否定できない。

本稿では『吉凶後鑑録』『尾跡地蔵講御帳』の資料的「限界」をふまえて、2文書を、生産者段階に焦点を当てた産地動向を解明する資料として使用したい¹²⁾。

周知のように検地帳は、生産手段の所持状況を所持者ごとに集計することによって、生産構造を把握し、村落構造を推察するうえできわめて有効な資料である。なかでも宝暦検地帳は、田畑の所持面積に蜜柑・榎・雑木・松などの「仕立」地面積が内書きされていることから、「仕立」作目などのより詳細な生産実態を生産者段階で把握することが可能となるとみてよいであろう。本稿では、宝暦年間における柑橘の生産構造を推察する資料として「宝暦検地帳」を使用したい。

しかし、「姓」が一般庶民に使用されていなかった近世において、所持者別耕地面積を集計する場合、一自然村内に居住する複数の同名者は、所持者別に所持面積を確定するうえで大きな障害となる。さらに、所持地が確定できない同名者を階層構造の解明過程で除外することは、除外される人数の全体に占める割合と比例して結果の客観性が失われることにつながりかねない。

たとえば表1に示したように「宝暦検地帳」の集計結果で見ると、検地帳の末尾に掲載された署名捺印者数（以下「帳付名者」と称す）は334名であり、その内訳は庄屋1名、頭百姓6名、小百姓327名である。帳付者（帳付百姓）の中にはかなりの同名者が確認できる。「宝暦検地帳」の末尾に書かれた帳付者一覧において同名者名の下に捺印された印影を比較してみると、一部印影の不鮮明なものを除いて、明らかに印影の異なることが確認できる。したがって、庄屋から小百姓までの334名が宝暦14（明和元）年における当該村落の農業従事者数であると仮定すれば、334個の「経営体」（農家）があったと読み替えることができるであろう。

帳付者一覧表に登場する同一名を集計してみると、「源七」「徳右衛門」が5カ所に登場するのが筆頭に、82個の名前に重複がみられる。同

表1 「宝暦検地帳」記載内容の概要
(河内村・塩屋村)

記載事項	記載概要	
署名捺印者数（帳付者）	334名	
内訳 庄屋	1名	
頭百姓	6名	
小百姓	327名	
同一名数・のべ人数	82個・203名	
内訳 記載者2ヶ所	53名	のべ 106名
記載者3ヶ所	21名	のべ 63名
記載者4ヶ所	6名	のべ 24名
記載者5ヶ所	2名	のべ 10名

『寶暦14年 飽田郡五町手永河内村・塩屋村本方田畑地引合改御図御帳』より集計、一部『河内町史 柑橘・民俗編』より引用

一名の者ののべ人数は203名であって、末尾帳付者総数の約6割に相当する¹⁴⁾。これらの同一名者は「宝暦検地帳」の記載において、名請人としての片書あるいは付書きなどもなく、また耕地のそれぞれに記載された所持者名には印影がないため、居住自然村を特定することができない。

そこで、82個の名前、のべ人数203名の同一名者について、耕地に付された下名を手がかりに「自然村」¹⁵⁾ごとに「名寄せ」を作成してみると、39個の名前が各自然村内に一名ずつ登場してくる。したがって、この時期の河内村・塩屋村の土地所持が自然村内に限定されていたとすれば、これら同一名者の土地所持状況は各々の名前が確認できる「自然村」に所属すると決定しても差し支えないであろう¹⁶⁾。また、残り43個の同一名者の場合、村内に所持地が限定されていたと仮定しても、同一名者数が自然村数以上に確認できることは、その帳付者が「小百姓」以上であって「水呑み」を含んでいないことから、それぞれの所持者について個々の所持地状況を「自然村」との関係で確認することができない。

しかし、ここで問題になるのは、宝暦14（明和元）年段階で、耕作者の所持地が河内村・塩

屋村の自然村域を越えていないと仮定することの可否である。そこで、耕作者別所持地の空間的分布状況を推察する一つの方法として、所持地が確定できる単一名者の実態をみてもみる必要がある。

表2は、この実態を集計したものである。所持地が自然村域の範囲内のみにある農家は、表示した農家全体の38.2%でしかなく、残り61.8%の所持地が2自然村域以上にまたがるものが判明する。この中のさらに20.8%の農家は、3自然村域以上に所持地が分散している。また、表1に示した河内村・塩屋村居住者334名から同一名者ののべ人数203名を差し引いた131名と表2の戸数合計との間に存在する13名の耕作地所持者は、検地帳末尾の帳付者名の中に確認できないため、塩屋・河内村以外の居住者と考えられる。

表2 所持地の分布範囲（複数の同名者を除く）

所持地の分布する自然村域 ¹⁾	戸数	うち 水田所持戸数
1 自然村域内に分布する農家	55	20(36.4%)
2 自然村域におよぶ農家	59	20(33.9%)
3 自然村域におよぶ農家	23	17(73.9%)
4 自然村域におよぶ農家	7	5(71.4%)
合計	144 ²⁾	62(43.1%)

注1) ここでいう自然村域とは、河内村内を分割する清田村・中川内村・葛山村と塩屋村一村の各村域をさす。

2) 表1に示した帳付者334名から、複数同名者203名を差し引いた数値と141名との差は、河内村・塩屋村以外の居住者とも考えられる。

こうしたことから、当該時期における河内・塩屋村など周辺村落の耕地所持状況は、かなりの数量が自然村の域を越えていたとみてよいのではなからうか。したがって、各農家の所持地が各々の自然村域内に限られていたとする仮定は、きわめて妥当性を失うことにならざるを得ない。

以上のことから、本稿では柑橘栽培の生産構造の解明にあたって、単一名者のみを対象に限定して、河内村・塩屋村の近世中期における柑

橘栽培の生産構造の一側面を解明し、検討を加えたい。先述したように、分析の対象となる農家数が減少することは結果の客観性に影響を与えることになるが、この点は資料の持つ「限界」と考えざるを得ないことを予め断っておきたい。

さらに、記載内容に統一性がみられ、経年的に変化の過程を追跡できる地方文書は、尾跡地区（現河内町尾跡）にしか残存していない。本稿で柑橘栽培の生産構造を分析するための「宝曆検地帳」は、河内・塩屋両村（近世後期の「手鑑」類で両村は、「河内村庄屋」の下で一村として五町手永の中で扱われている）のものである。これらのことから、両文書が対象とした空間は、厳密な意味において同一地区ではない¹⁷⁾点も、現存資料の持つ「限界」である。以下、これらの地方文書を手がかりとして、近世期の河内柑橘にみられる地域性の諸側面を分析してみたい。

Ⅲ. 生産者の文書にみる近世中・後期の生産概要

河内柑橘がいつ頃から地域住民の生活維持手段として機能を果たしてきたかについては、必ずしも詳らかになっていない。残存する地方文書の中から『吉凶後鑑録』および『尾跡地蔵講帳』を手がかりとして、柑橘類の作柄と販売に関わると思われる部分を抽出し、先述した資料の持つ「限界」をふまえ、柑橘栽培の地域動向を概観していききたい。

表3は、元禄期から享和年間までを対象¹⁸⁾として、『吉凶後鑑録』から柑橘栽培の作柄と価格および米価（いずれも漢数字は算用数字に改訂）を抽出し、整理したものである。文治政治の転換期として一般に指摘されている元禄一正徳期から享保・寛政の改革などを経過するこの時期を一区分にすることの是非については、ここではさておくとして、民衆記録の中に残された栽培状況のみを対象として動向を概観してみたい。

肥後藩が天和元（1681）年に「蜜柑植付方等

表3 元禄～文化年間の柑橘価格と作柄

西暦	元号	作柄(吉凶 後鑑録)	価格(吉凶後 鑑録)	米価(吉凶 後鑑録)	西暦	元号	作柄(吉凶 後鑑録)	価格(吉凶後 鑑録)	米価(吉凶 後鑑録)
1689	元禄2年	蜜柑少シ、 雷ふる	高値		1731	享保16年	5～6分		
1690	元禄3年	6～7分	高値		1732	享保17年	3～4分		
1691	元禄4年	小みかん 1,000個が 1俵	安値		1733	享保18年	就方十分	下値	
1692	元禄5年	2～3分	50文		1734	享保19年	2～3分	値段よし	
1693	元禄6年	十分なり	25文		1735	享保20年	8～9分	下値也	
1694	元禄7年	2～3分			1736	元文元年	3分		
1695	元禄8年	7～8分			1737	元文2年	ヤケ		
1696	元禄9年	少なし			1738	元文3年	就方十分	安し	
1697	元禄10年	就方十分			1739	元文4年	3分		
1698	元禄11年	2～3分			1740	元文5年	8分位		
1699	元禄12年	就方十分	下値也		1741	寛保元年	2～3分	諸式高し	
1700	元禄13年	ならず			1742	寛保2年	7～8分		
1701	元禄14年	就方十分	30文		1743	寛保3年	2～3分		
1702	元禄15年	就方2～3 分			1744	延享元年	7～8分	値段安し	
1703	元禄16年	7～8分	安し		1745	延享2年	5分位	値段ヨシ	
1704	宝永元年	3～4分			1746	延享3年	作も吉		
1705	宝永2年		値段高し		1747	延享4年	蜜柑も諸式 高値		
1706	宝永3年		下値なり		1748	宝延元年	十分就方也	ヤスシ	
1707	宝永4年	蜜柑よし			1749	宝延2年	ナン		
1708	宝永5年	5～6分	値段高し		1750	宝延3年	7～8分	ヤスシ	
1709	宝永6年	7～8分			1751	宝暦元年		蜜柑値段高 シ	
1710	宝永7年	少なし			1752	宝暦2年	ナラズ		
1711	正徳元年	7～8分	下値なり		1753	宝暦3年	就方十分		
1712	正徳2年	就方十分	値段やすし		1754	宝暦4年	ナン		
1713	正徳3年	ナラズ	値段十分		1755	宝暦5年	7～8分		
1714	正徳4年	7～8分			1756	宝暦6年		下値也	
1715	正徳5年	ナン			1757	宝暦7年	就方十分		
1716	享保元年	就方よし			1758	宝暦8年	ナン		
1717	享保2年	少し			1759	宝暦9年	7～8分就 方也		
1718	享保3年	7～8分			1760	宝暦10年	蜜柑もなし		
1719	享保4年	3分			1761	宝暦11年	5～6分		
1720	享保5年	就方十分	値段安し		1762	宝暦12年		蜜柑も値段よし	
1721	享保6年	2～3分			1763	宝暦13年	蜜柑少		
1722	享保7年	8～9分	安し		1764	明和元年	日やけ		
1723	享保8年	記録欠落			1765	明和2年	就方少シ		
1724	享保9年	就方ナン			1766	明和3年	7～8分	値段吉	
1725	享保10年	4～5分			1767	明和4年	3分位		
1726	享保11年	6～7分			1768	明和5年	7～8分		
1727	享保12年	記録欠落			1769	明和6年	3分位		
1728	享保13年	就方十分	値段ヤスシ		1770	明和7年	就方十分	下値となる	
1729	享保14年	ナン			1771	明和8年	なし		
1730	享保15年	5～6分			1772	安永元年	7～8分		

西暦	元号	作柄(吉凶後鑑録)	価格(吉凶後鑑録)	米価(吉凶後鑑録)	西暦	元号	作柄(吉凶後鑑録)	価格(吉凶後鑑録)	米価(吉凶後鑑録)
1773	安永2年	蜜柑木かれ			1791	寛政3年		蜜柑木立7~8匁(但し11月上旬9匁位なり)	米1俵40匁
1774	安永3年	7~8分	値段吉						
1775	安永4年	5~6分也			1792	寛政4年		11月上6匁位	米1俵50匁
1776	安永5年	就方少し	値段高シ		1793	寛政5年		蜜柑3~4匁, 橙10匁位	米1俵28~30匁
1777	安永6年		値段ヤスシ		1794	寛政6年		蜜柑5匁, 橙, 久年母13匁也	米1俵28~29匁
1778	安永7年	少シ			1795	寛政7年		蜜柑4匁(12月)位なり	米1俵25匁
1779	安永8年	少なシ			1796	寛政8年		11月蜜柑上6~7匁, 12月大上7.5匁也	
1780	安永9年	4分			1797	寛政9年		蜜柑8匁位	米1俵30匁
1781	天明元年		蜜柑5~6匁, 橙, 久年母10匁内外		1798	寛政10年	就方4~5分	蜜柑11月5.5匁, 12月上6匁, 久年母, 橙12~13匁位	
1782	天明2年		蜜柑15匁(珍らしき高値也)		1799	寛政11年	ならず		
1783	天明3年		蜜柑5~6匁, 橙(少シ)値段よし		1800	寛政12年		蜜柑11月上9匁, 12月9.5匁位也	
1784	天明4年	就方十分	蜜柑4.5匁, 久年母10匁位		1801	享和元年		蜜柑木立15匁(後小天より買入れ人20匁という), 橙35匁, 久年母30匁	米1俵45匁
1785	天明5年	なし	蜜柑5~7匁, 橙(就方十分)15匁位		1802	享和2年		蜜柑木立15匁(12月16匁), 橙, 久年母25匁	米1俵50匁
1786	天明6年		蜜柑5匁, 久年母7~8匁	米1俵30匁	1803	享和3年		蜜柑木立15匁(12月同断)	米1俵40匁
1787	天明7年		蜜柑8匁位						
1788	天明8年		蜜柑6匁, 久年母, 橙12匁也						
1789	寛政元年		蜜柑5匁, 久年母ナシ, 橙12~13匁也						
1790	寛政2年		蜜柑木立6~7匁, 久年母上15匁位也	米1俵27~28匁					

『吉凶後鑑録』(河内町尾跡区・東家文書)より筆者表化。資料中の漢数字は算用数字に改めた。作柄、価格、米価は、本文中の意を誤らない程度に簡略化して表示した。

之儀達之事」(大覚帳頭書)の達を出していること、『肥後国誌』に「当村併玉名郡小天村辺蜜柑甘蔗多シ、蜜柑ハ里俗貞享ノ比ヨリ植始メ」¹⁹⁾とあることから、この時期に肥後藩が植栽を奨励したとも考えられる。ところが、「蜜柑植付方等之儀達之事」が出されたわずか6年後から始まる『吉凶後鑑録』の記録には、元禄2(1689)年の項に「蜜柑小シ、雷ふる」、同3年に「蜜柑六七分、値段高シ」、同4年に「蜜柑千を壹俵といふ、値段安シ」、同5年に「蜜柑三、四分就方他、壹俵五十文程なり」とあることから、船津村尾跡の東家の蜜柑は、すでに採果・俵装し販売に供せられていたとみるこ

ができるし、販売に供する収量を得ることができ蜜柑樹を所持していたと考えられる。とすれば、当時の栽培実態を勘案して植栽が始まった時期は、天和年間以前でなくてはならないことになる²⁰⁾。

当該時期の記載実態をみると、天明年間に行われた「再書」の過程で、どの程度の取捨選択がなされたのか不明である。しかし、元禄期から天明期の記載に毎年欠かさずに「蜜柑」に関する事項が登場することは、記録者の「生活」に蜜柑の作柄・価格の変動が大きく影響を与えていたことを予測させる。さらに、表示した期間の全般にわたって、ほぼ隔年ごとの周期性を

もった作柄の変化が認められることは、当該時期の肥培管理が未発達であったことを暗示している。

ほぼ隔年ごとに認められる作柄の変化は、的確に「価格」に反映している。河内村での蜜柑の生産量の変化が敏感に価格変動へと連動していること、寛政年間以降「蜜柑立木」の形で価格が表示されてくること、寛政3（1791）年の「蜜柑十一月上九匁位なり。木立七八匁位なり」とあることや、寛政8年の項に「十一月蜜柑上六七匁、十二月大上七匁五分也」とあるように、蜜柑の価格が変化することなどは、当時の仕向市場が規模的に小さかったこと、蜜柑の質の差が価格に反映する状況がすでに整ってきていたこと、出荷形態（包装と立木売り）による価格差が現れてきたことなどを示している。こうした実態は、すでに18世紀末の段階において、蜜柑など柑橘類が「商品」としてかなり重要な機能を栽培者の家計経済に果たしていたと考えることができる。

『吉凶後鑑録』の記録から、蜜柑など柑橘類の平均価格と米価の動向が判明する安永10（1781）年から文化6（1809）年までの期間を示したのが、図1である。残された記録の実態から、蜜柑（小みかん、以下同様）・橙・久年母・米の価格動向の推移のみを比較してみたい。周知のように、当該時期における庶民生活に関

わる諸物価の基準は米価にあった。このため蜜柑の価格変動と米価の推移を比較検討することは、生産を担ってきた庶民の生活維持手段として蜜柑が果たしてきた「機能」の一側面を吟味することに連なると考えられる。

図1に示した安永10年から文化6年に至る29年間の価格動向を概観すると、蜜柑は表・裏年に伴う収穫量の変化に連動して価格の変動を繰り返すものの、比較的安定した推移を示し、橙は価格の下落傾向にある。これに対して、久年母は天明6（1786）年から寛政2（1790）年にかけて、およそ2倍の価格上昇が認められる。

寛政4～5年にかけて尾跡の米価が急騰するが、こうした傾向は、蜜柑をはじめ久年母・橙には認められない。同様に、寛政7年以降米価が上昇しはじめ享和期にピークを迎えるのに対して、久年母・橙・蜜柑は、寛政10年段階に至ってから価格の上昇が現れてくる。また価格のピークは、橙・久年母が享和元（1801）年に、蜜柑が文化元（1804）年に現れている。

享和2年以降の大坂における肥後米の価格²¹⁾と比較してみると、尾跡の米価はほぼ大坂のそれに類似した趨勢を示し、蜜柑にみられるような小刻みな価格の変動は現れてこない。このことは、一地方である尾跡の米価が大都市の米価と連動していること、換言すれば蜜柑に比べてより広い市場圏を当時すでに米が形成していた

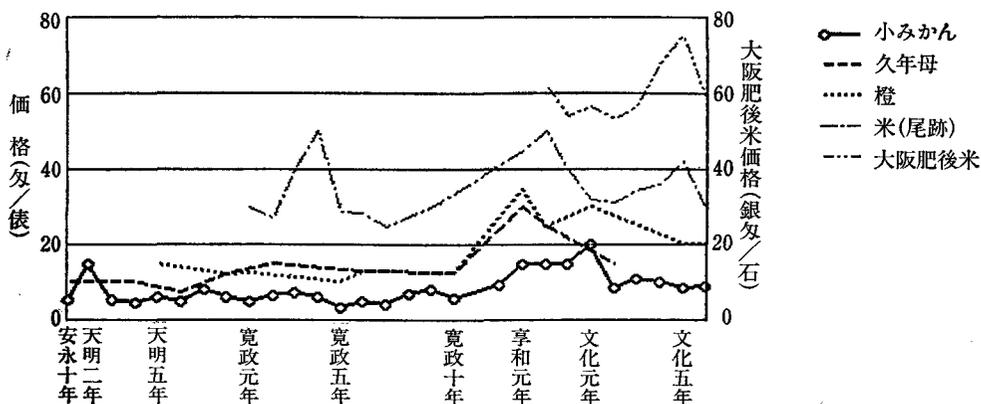


図1 小みかん・久年母・橙・米の価格変動（安永10<1781>年～文化6<1809>年）

注）柑橘類価格は各年の収穫時期に示された安値の平均価格

資料）『吉凶後鑑録』『近世後期における主要物価の動向』

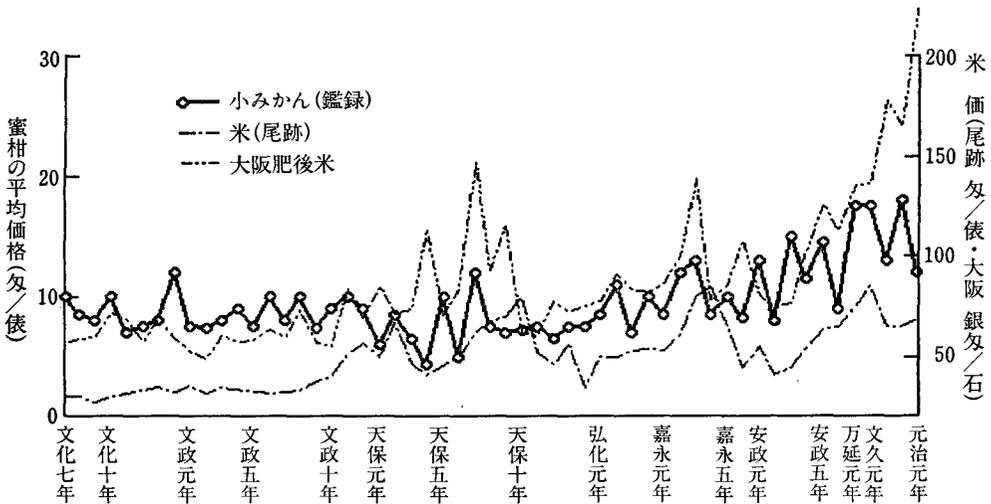


図2 小みかんと米（尾跡・大阪）の価格変動（文化7〈1810〉年～元治元〈1864〉年）

注）小みかんの価格は各年の収穫期に示された安値の平均価格

資料）『吉凶後鑑録』『近世後期における主要物価の動向』

ものと考えられる。こうした米価の変動に対して蜜柑価格が、享和2（1802）年から文化3（1806）年にかけて現れた米価の趨勢と逆の動きを示していることに注目しておきたい。

こうした尾跡の米価と大坂での肥後米の価格との関連は、図2に示した文化年間から幕末にかけても認められる。しかし両者の趨勢が2～3年のずれを伴って現れてきている点が特徴的である。尾跡における蜜柑価格と米価の変動を比較すると、文政年間・天保年間・嘉永～安政年間の各々で米価の停滞期や下落期が認められるのに対して、この時期に蜜柑の価格が上昇していることが確認できる。とくに米価の下落期に現れた蜜柑価格の上昇は、生産者にとって蜜柑作が、より有効に生活を防衛する機能を持ち得たと考えられる。

いずれにせよ、すでに近世中期以降、柑橘栽培は、地域生産者の家計経済に大きな機能を果たしていたとみてよいであろう。こうした生活維持手段としての柑橘栽培の有効性は、仕向先の拡大・出荷形態および栽培品種の多様化を伴ったものであったとみてよからう。

表4からいくつかの事例を拾ってみる。文政2年に「久年母値段吉、貯ひ置物也」とあるこ

とは、貯蔵による出荷時期の調整がなされ、文化8年・天保4年の項の各々に「高瀬」「熊本」の地名が登場することは「立木売り」など庭先取引から特定地域への「出荷」がなされていたことを示している。さらに、天保年間以降「船積」価格が記録されてくることは、坪井川を利用した熊本城下への回漕を含むとしても、有明海内海の水運を利用した沿岸地域への出荷がなされていた可能性を予測させる²²⁾。

栽培品種においては、元禄期から登場する蜜柑（小みかん）・久年母・橙に加え、文化8年「朱欒も高シ」とあり、文久元年以降「雲州橘」が登場してくる。温（雲）州橘は、小みかんが最高値を形成する12月の段階で、小みかんの約2倍の金額で取り引きされている。近世末期には小みかん・橙・久年母・朱欒・温州橘^{オホボン}など多品種にわたって柑橘類が栽培されていたことが判明する。近世中・後期にみられるこうした動向は、蜜柑など柑橘栽培が地域生産者の家計経済に大きな影響力を持つ段階にまで発達してきていたことを的確に示している。

近世中・後期において、地域住民の重要な生活維持手段として機能するまでに発達した河内柑橘は、どのような生産構造の下で展開されて

表4 柑橘の作柄と価格の推移（河内町）

西暦	元号	作柄（吉凶後鑑録）	価格（吉凶後鑑録）	米価（吉凶後鑑録）	作柄（尾跡地蔵講帳）	価格（尾跡地蔵講帳）	米価（尾跡地蔵講帳）
1804	文化元年		蜜柑11月10匁、12月橙30匁	米1俵32匁			
1805	文化2年		蜜柑12月8～9匁、久年母15匁	米1俵31～32匁			
1806	文化3年		蜜柑木立（9月時分）10匁、12月12匁、久年母、橙高し	米1俵34～35匁			
1807	文化4年		蜜柑木立10匁、12月も10匁	古米1俵36匁位也			
1808	文化5年		蜜柑11月8匁、大上9匁、橙20匁	米1俵42匁			
1809	文化6年	秋不作	蜜柑木立8匁、12月上10匁、橙20匁	米1俵30匁			
1810	文化7年		蜜柑11月10匁也	米1俵30匁位	成方極々少ク	6～7匁ニ而、一向売買も無之、立木売6～5.8匁位イ	米1俵27～28匁位イ
1811	文化8年	満作なり	蜜柑木立8匁、後ニ者9匁、高瀬ニ而拾匁、朱槩も高シ、橙も値段吉	米1俵30匁位といふ也	蜜柑七分	蜜柑木立(売り)7～8匁位	米1俵27～28匁斗
1812	文化9年		蜜柑8匁、久年母20匁也	古米1俵28匁、新米1俵26匁	蜜柑十分実	蜜柑木立値段7匁、上所8匁位イ	祭り前1石28～29匁、新米27匁位イ
1813	文化10年		蜜柑10匁也	新米1俵30匁		蜜柑木立売買、当時（9月）迄一向無之候	古米値段祭り前ハ35匁、新米30匁位
1814	文化11年		蜜柑上11月7匁、12月久年母20匁也	米1俵32匁	蜜柑成かた六歩位	値段極々下値有之	古米夏時分42匁位イ、祭り前35～36匁位イ、新米値段32匁位
1815	文化12年	秋作十分	蜜柑木立上7匁、12月8匁位、久年母25匁也	米1俵33匁	蜜柑満作	蜜柑木立7匁替	古米8月中旬35匁、下旬32.5匁位
1816	文化13年	富所秋作半けなり、種子もなきという所も有之候也	蜜柑木立上7匁也、11月8匁、12月9匁位なり	米1俵35匁	蜜柑拾分一	蜜柑木立6～7匁位	古米8月下旬32匁位、新米35匁位
1817	文化14年		蜜柑12月上12匁位也	新米1俵32～33匁	蜜柑成方拾分一	蜜柑値段ちぎり出8～9匁位イ、木立當時迄一向無之	古米40匁斗
1818	文政元年	甘薯植候へ共、根入らず、粟も実入らず	蜜柑12月上7～8匁位、橙12匁位也	米1俵35～36匁	蜜柑成実近年一の成方也	値段相場者一向相わかり不申候	
1819	文政2年	蜜柑三四分鏡方	蜜柑6.5匁位、11月7匁、12月8匁、橙20匁也、久年母値段吉、貯ひ置物也	新米1俵32匁位なり	蜜柑殊外不作、三ヶ市(一)と申作之なり	蜜柑値段6.5～6.6匁位	
1820	文政3年		蜜柑上11月下旬8匁也	米1俵34～35匁他	蜜柑成実八分	値段者当時迄ハ相替り不申候	古米33匁位、新米者27匁位
1821	文政4年		蜜柑9匁也。(12月橙、久年母値段高し)				
1822	文政5年		蜜柑7.5匁、12月橙・久年母20匁也				

西曆	元号	作柄(吉凶後鑑録)	価格(吉凶後鑑録)	米価(吉凶後鑑録)	作柄(尾跡地蔵講帳)	価格(尾跡地蔵講帳)	米価(尾跡地蔵講帳)
1823	文政6年	蜜柑七八分就方	蜜柑11月上10匁, 久年母20匁	米1俵31~32匁位也	蜜柑中分		
1824	文政7年	蜜柑十分	蜜柑7~8匁位, 12月上8~9匁, 大上10匁橙20匁		蜜柑当所拾分成方	蜜柑値段木立ハ6匁位	
1825	文政8年	総而秋不作, 蜜柑無し	蜜柑11月下旬上11~12匁, 久年母・橙値段高し	米1俵33匁	蜜柑成方三合口ニ有之	値段木立5匁位イ売々可申候	
1826	文政9年	五穀高値と相成候なり	蜜柑木立7匁, 12月上7.5匁, 橙20匁	新米1俵38匁 白米1升96文	中くらいなりみ(成実)		
1827	文政10年	五穀相場下値となり	蜜柑12月上8匁, 大上10匁, 橙17~18匁位也	米1俵40匁		蜜柑木立6匁位かへ(替え)	古米30匁, 新米32匁
1828	文政11年	8月9日夜強風, 諸作之損亡計難く	蜜柑12月上10匁, 久年母25匁也	米1俵51匁(9月), 白米1升114文	とんと, 蜜柑に(煮)へ而しまい	蜜柑木立8匁ニ而, 正月村内ニ500俵也	古米52~53匁 新米ハ無之候
1829	文政12年		蜜柑木立8匁, 11月下旬上10匁, 久年母20匁橙18匁	米1俵57匁		蜜柑木立値段8.8匁かへ斗	古米58匁はかり
1830	天保元年		蜜柑木立5匁, 11月上7匁, 大上8匁, 橙18匁位也	新米1俵50匁 白米1升104文	蜜柑不作		古米47~48匁 新米50匁まれ也
1831	天保2年	蜜柑就方六七分	蜜柑上8匁, 大上9匁也	米1俵67匁		蜜柑木立値段8.5匁替也	新米43~45匁
1832	天保3年	蜜柑就方七八分	蜜柑6.5匁位也	米1俵47匁	蜜柑就方八分通		米値段45匁位 諸式高値
1833	天保4年	蜜柑十分之就方なり	蜜柑熊本ニ而4.5匁, 船積4匁位也	新米1俵41匁 白米1升1.4匁也	蜜柑木立つら多		古米値段55匁斗, 新米42匁斗
1834	天保5年	蜜柑極々少シ	蜜柑11月下旬10匁, 久年母無シ, 橙35匁位也				
1835	天保6年		蜜柑5匁	米1俵50匁	蜜柑就実八分通	蜜柑値段5匁	米112匁
1836	天保7年	蜜柑十分之就方	蜜柑木立12匁	米1俵62匁	蜜柑就方拾歩一		米値段63匁
1837	天保8年	蜜柑五六分之就方	蜜柑7.5匁	米1俵80~90匁(段々上り)110匁, 秋新米1俵68匁, 白米1升2.3匁となる	蜜柑成方5~6歩ト風聞ス	木立者於玉名表7.5匁位と申事	新米値段67~68匁位イ
1838	天保9年	秋作七八分, 蜜柑極々少シ	蜜柑上8~9匁, 橙80匁, 久年母70匁也(高値なり)	米1俵70匁, 白米1升2.2匁	蜜柑就方例年の拾歩	蜜柑値段8~9匁	新米値段70匁位
1839	天保10年	秋作十分	蜜柑6.8匁, 初11月7.5匁, 12月橙・蜜柑高し也	米1俵80匁, 白米1升1.8匁(新米)		蜜柑木立値段7~8匁位イ	
1840	天保11年	秋作大鉢十分	蜜柑11月7匁, 12月上8匁, 橙15匁位也	米1俵52匁, 白米1升1.5匁	蜜柑なり実極なし		古米値段53匁位イ, 新米45匁位イ
1841	天保12年	蜜柑七八分就方	蜜柑(初)船積ニ6.5匁木立ハ7匁位, 12月上8匁	米1俵46匁, 新米1俵33~34匁位なり			古米値段41~42匁位イ, 新米37~38匁位イ
1842	天保13年	蜜柑極々少シ	蜜柑木立7匁也, 11月下旬上8匁, 12月上9匁也	米1俵57匁, 新米1俵53匁 夫より下り35匁と相成候也 白米1俵1.3匁	蜜柑就方極々少く	蜜柑木立値段7匁	古米値段57匁位, 新米35~36匁

西曆	元号	作柄(吉凶後鑑録)	価格(吉凶後鑑録)	米価(吉凶後鑑録)	作柄(尾跡地蔵講帳)	価格(尾跡地蔵講帳)	米価(尾跡地蔵講帳)
1843	天保14年		蜜柑上11月8匁, 12月9匁, 橙35匁也	8月米1俵35匁, 後米1俵50匁			新米値段35匁位
1844	弘化元年	蜜柑少シ	蜜柑11月上10匁, 12月上12匁, 橙30匁	米1俵50匁, 白米1升1.7匁也			米50匁之値段
1845	弘化2年	蜜柑十分就方	蜜柑船積5匁, 11月上6匁, 12月上8匁	米1俵50匁, 白米1升1.6匁位也	蜜柑拾分	蜜柑値段5匁	米値段38~39匁
1846	弘化3年	6月冷々敷候故, 蜜柑無シ	蜜柑11月上10匁, 12月上15匁, 橙50匁	米1俵52~53匁, 白米1升1.7匁			
1847	弘化4年	蜜柑六七分就方	蜜柑上10匁, 橙高値也	新米1俵54匁, 白米1升1.6~1.7匁			
1848	嘉永元年	蜜柑十分就方	蜜柑木立8匁, 11月上9匁, 12月上10匁也(久年母40匁)	米1俵52~53匁, 白米1升1.7匁也	蜜柑なるみ三歩通	蜜柑木立10匁	古米25匁, 新米22匁ニ而
1849	嘉永2年	蜜柑三分就方	蜜柑12月上12匁也	米1俵61~62匁, 白米1升2匁	蜜柑就方四五分通	蜜柑値段船積11匁	
1850	嘉永3年		蜜柑11月11~12匁, 12月上15匁也	米1俵80匁, 白米1升2.6匁	蜜柑例年之十歩一も無之		米1俵60匁位 當月9月にハ米90匁
1851	嘉永4年	蜜柑就方七八分	蜜柑11月8匁, 12月9匁也, 橙25匁位なり	米1俵85匁, 白米1升2.7匁也	何方茂豊年と相きこゑ		米夏頃90匁, 古米1升2.2匁, 新米1.9匁
1852	嘉永5年	蜜柑六分就方	蜜柑12月上10匁也, 久年母30匁也	米1俵65匁, 白米1升2匁也		蜜柑熊本10匁	米十分, 値段52~53匁
1853	嘉永6年	蜜柑七八分就方	蜜柑木立7.5匁, 船積7匁, 12月上8匁, 大上8~9匁, 橙25匁	米1俵45匁	蜜柑成方六七分と相見へ, やけ申候	蜜柑値段8~9匁位イ	米1升1.9匁, 新米1.8匁
1854	安政元年	蜜柑少シ	蜜柑船積11匁, 熊本ニ而上14匁, 大上15匁也(12月蜜柑上々20匁, 橙・久年母60~70匁)	米1俵55匁, 白米1俵1.8匁		蜜柑樹木15匁ト買者申候, 今頃(9月)熊本蜜柑値段ハ12~13匁位イ	春ハ米1俵54~55匁位イ, 新米54~55匁位イ
1955	安政2年		蜜柑木立7.5匁, 熊本ニ而上8~9匁, 12月上12匁, 橙(なし)高値也	米1俵41匁也	蜜柑なり方十分ト相見へ, 中にも少しやけ相見へ	蜜柑俵前7~8匁位イ	米反13俵も有之候と之御事, 古米1俵47~48匁位イ 新米1升1.4匁極々下値
1856	安政3年		蜜柑11月上15匁	新米1俵45匁	蜜柑成方無御座候, 夏之日早ニ而あへ申候	値段儀ハ評議付す	新米値段45~46匁, 古米50匁位イ
1857	安政4年	蜜柑六七分位之就方也	蜜柑11月上11~12匁也, 12月上15匁, 橙高く候也(久年母なし)	米1俵54~55匁			
1858	安政5年	蜜柑二分之就方也	蜜柑11月上13匁, 12月上15~16匁也(久年母なし)	米1俵63~64匁, 白米1升2匁	蜜柑成方一向無御座候	蜜柑木立15~16匁, 売買之取扱無御座候	古米30匁位イ 新米値段37~39匁位斗ニ相成, 9月1俵71匁位
1859	安政6年	蜜柑六分就方	蜜柑木立7.5匁, 11月上8匁, 12月上9匁, 大上10匁	米1俵64~65匁, 白米1升2匁			

西暦	元号	作柄(吉凶後鑑録)	価格(吉凶後鑑録)	米価(吉凶後鑑録)	作柄(尾跡地蔵講帳)	価格(尾跡地蔵講帳)	米価(尾跡地蔵講帳)
1860	万延元年	蜜柑三分之就方也	蜜柑12月上17~18匁, 大上30匁(久年母50匁)	米1俵75匁, 白米1升2.2匁			
1861	文久元年	蜜柑就方七八分	蜜柑12月船積15~16匁熊本ニ而20匁, 大上27匁, 雲州橋30匁, 久年母70~80匁	米1俵85匁(2月), 餅米1俵62~63匁	蜜柑成方七八分ト相見ヘ申候	値段10匁位イニ売出シ申候	枳之前米2.4~2.5匁ニ而
1862	文久2年	蜜柑三分就方分	蜜柑木立12~13匁, 後14~15匁, 10月雲州橋上35匁, 12月大上熊本ニ而17~18匁也, 久年母70~80匁	餅米1俵65匁			
1863	文久3年		蜜柑(近年第一之値段)17~18匁(高値也), 大上後20匁, (12月蜜柑上々18~19匁)	米1俵64~65匁也	當年蜜柑成実八七合通	樹立ハ13匁位イ, 然共10匁位イ売買有之	古米1俵63匁位イ, 新米58~59匁位イ
1864	文久4年(元治元年)		蜜柑上12匁位, 橙悪敷50匁, 久年母54~55匁位也	米1俵68~69匁也, 餅米1俵74匁	去年ハ秋作も宜敷蜜柑も六七分之就方	近年一之高値也節季ニ17~18匁位イ	
1865	慶応元年		蜜柑12月上28~29匁, 大上50匁	米1俵130匁(9月), 白米1升3.8匁	蜜柑なり実五六分ト相見	木立20匁, 熊本ヘハ25匁位イ	新米1俵130匁
1866	慶応2年		蜜柑12月上34~35匁, 橙70匁	米1俵280匁(9月250匁), 餅米1俵270匁	蜜柑之儀ハ至而不作ニ而二三歩之見込ニ而	木立相場25匁ニ而御座候	米出来方至而不作ニ而, 未取上不申候故, 古米之相場1俵ニ付250匁
1867	慶応3年		10月雲州橋上80~90匁大上90匁, 蜜柑24~25匁, 12月上30匁, 大上32~33匁, 橙100匁	米1俵200匁, 餅米1俵230~240匁			

『吉凶後鑑録』(河内町尾跡区東家文書), 『尾跡地蔵講帳』(尾跡区公民館保存文書)より筆者表化。資料中の漢数字は, 算用数字に改めた。作柄, 価格, 米価は, 本文中の意を誤まらない程度に簡略化して表示した。

いたのであろうか。「宝曆検地帳」を手がかりに, その一断面を解明してみたい。

IV. 宝曆検地帳に現れた生産構造とその特質

宝曆14(1764)年における河内村・塩屋村の「宝曆検地帳」に掲げられた帳付者の所持地を, 記載された地目に沿って単純に集計すると, 田方面積が7町7反4畝12歩, 畑方面積が34町7反9畝14歩, 合計42町5反3畝26歩となる。このうち, 蜜柑仕立地が1町4反3畝13歩(うち6歩は田方), 松仕立地が1反6歩, 櫨仕立地が1畝6歩, 雑木仕立地等が2反5畝5歩となる。畑地率が81.8%と高いことは, 河内村・塩屋村のなかで水田可耕地が河内川流域に沿った部分にしかなく, 生活維持のために山腹斜面地が主要な生産の場として位置づけられてきたこ

とを示している。畑面積に対する蜜柑仕立地の割合は4.1%であり, 松仕立の0.2%, 雑木仕立の0.7%に比較して, かなり高い率を示している。

宝曆14年の河内村・塩屋村の耕地を, 地目別・等級別ならびに利用形態の概要について「宝曆検地帳」の「但し書」を参考にまとめてみると, 表5のようになる。「宝曆検地帳」で「田」と地目区分された耕地面積は7町7反4畝12歩であるが, そのうちの4反21歩が「一部または全部」畑として利用されており, かつ8畝歩が「屋敷地」の但し書がある。米の生産とその量が地域住民の生活のあり方に大きく作用する近世において, わずか6.3%でかつ下田以下の耕地であったとしても, 田の一部または全部が畑として利用されていたこと, しかもその9歩が

表5 地目別等級別耕地面積と土地利用の概要

地目および等級	面積
検地帳で田方に区分された耕地	7町7反4畝12歩
・田として耕作されている耕地	7町2反5畝22歩
うち 上 田	3町6反2畝10歩
中 田	2町 7畝10歩
下 田	1町2反 10歩
下々 田	3反3畝27歩
下々下 田	5反 15歩
・一部または全部が畑として利用されている耕地	4反 21歩
・実際は屋敷地	(うち9歩蜜柑) 8畝
検地帳で畑・山畑に区分された耕地	34町7反9畝14歩
蜜柑仕立地	1町4反3畝7歩
松仕立地	1反 6歩
榎仕立地	1畝6歩
雑木仕立等	2反5畝11歩

「宝暦検地帳」より集計、この表の「蜜柑仕立地」とは柑橘類「仕立地」を意味する。

蜜柑仕立地であったことに注目しておきたい。

畑方地目は「畑」と「山畑」に区分されている。地域の自然環境の反映として現れた畑（以下「普通畑」と称す）と山畑の比率は1：2である。普通畑面積11町8反3畝6歩の等級区分をみると、上畑が34.1%、中畑以下がほぼ20%ずつを占める。蜜柑仕立地²³⁾は3反7畝20歩で、松・榎・雑木等の仕立地合計2反2畝17歩より広く、普通畑の3.2%を占めている。また山畑面積

は22町9反6畝8歩であり、下山畑が39.7%、下々山畑33.6%、上・中山畑21.5%と下山畑以下が7割を越し、普通畑の等級別面積構成に比べて大きく異なる。蜜柑（柑橘類、以下同様）等仕立地面積は、蜜柑が1町5畝17歩（山畑面積に占める割合4.6%、以下同様）、松が9畝27歩（0.4%）、榎27歩、雑木等3畝18歩（0.2%）と、各々の仕立地面積の山畑全体に占める割合は、普通畑の場合よりも高くなっている。

こうした傾向は、畑方総面積に対する蜜柑仕立地率が4.1%であることに照らし合わせた時、蜜柑の仕立地率が畑より山畑で高いことを示している。さらに、畑・山畑ともに等級の低い耕地ほど仕立地率が高いことから、本田畑においては従来からの作物栽培を維持し、比較的土生産性の低い耕地を中心に柑橘栽培が展開していたことを示している。

それでは、全般的に示された土地利用上の特色は、各自然村域（現在の大字にあたる）にどのような形で現れていたのだろうか。表6は、自然村域別に地目別耕地面積を集計したものである。耕地面積の各村落間分布を概観すると、中川内村が全体の32.8%を占め、葛山村、塩屋村が25.3%、25.8%とほぼ同率を示している。清田村が16.1%でしかないのは、村域の広狭に基づくものである。

田の分布は一定規模の河川の存否と関連しており、河内川の流下する葛山・中川内・清田の各村に限定されている。中川内村が田面積の34.9%を占めるのは、当該村落が河内川の最下

表6 自然村域別地目別耕地面積（宝暦14年）

村名	総耕地		田		畑		山畑		蜜柑		榎		松・雑木等											
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩								
葛山村	10	7	7	15	3	1	17	1	1	1	6	2	3	13	2	1	24	1	21					
中川内村	13	9	6	20	2	5	3	19	4	2	3	6	6	3	25	7	1	15	15	5	3			
清田村	6	8	3	14	1	6	1	16	3	5	5	22	9	4	23	3	9	14	15	3	1	14		
塩屋村	10	9	6	11					2	9	16	7	9	4	29	1	20		6					
計	42	5	4		7	2	5	22	11	5	9	11	21	7	7	1	4	3	13	1	6	4	7	8

「宝暦検地帳」では蜜柑、榎、松・雑木等の仕立地は田、畑、山畑の面積に内書きされているが、ここでは各々を抜き書きして集計した。なお、蜜柑仕立地のうち、葛山村の6歩と清田村の3歩が下々下田に、他は畑・山畑に植えられている。

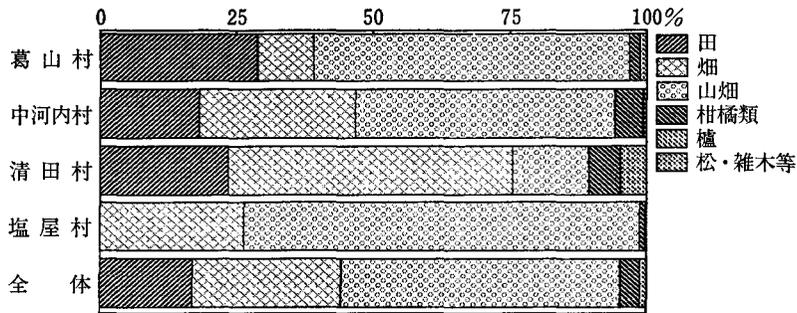


図3 自然村（現大字）別地目別耕地面積構成
 注）「宝曆検地帳」の記載では蜜柑，榎，松，雑木等仕立地は，田，畑等の面積に内書きされているが，本表では土地利用構成をみるために抜き書きし，図化した。

流部に位置するためである。また，山腹緩斜面が比較的広く分布する中川内村，清田村は，畑面積の34.7%，30.7%をそれぞれ占めている。山腹斜面が有明海に迫る塩屋村は，地形的制約が地目構成に反映し，山畑が他村に比べて卓越している。

当該時期の蜜柑仕立地面積の各自然村別構成比率をみると，中川内村が49.8%と最も高く，次いで清田村が27.5%，葛山村が15.2%，塩屋村が7.5%の順になる。塩屋村が畑・山畑の構成比率が4カ村中最も高いにもかかわらず，図3に示したように蜜柑仕立地の面積構成比率が低いことから，この時期の園地分布は河内川流域に集中していたと考えられる。

各村の蜜柑仕立地が集中した下げ名をみると，葛山村では平野，中川内村では上越・居石，清田村では居屋敷などである。これらの下げ名で示される場所は，現存の地籍図で見ると，畑・山畑面積が各村内で最も集中した所であるとともに，熊ノ岳・川内山南斜面もしくは西に開けた斜面地であって，いずれも集落に比較的近接した日当りのよい傾斜畑である²⁴⁾。したがって当時の柑橘栽培が，肥培管理技術の発達度合を反映した形で，樹木の生態学的条件を充たす耕地を選定しながら，傾斜畑のより有効な利用形態の一つとして営まれていたとみることができるのではないだろうか。

では，こうした柑橘栽培は，どのような生産構造の下で展開してきたのであろうか。ここで

は，先述したような資料的制約によって所持地が確定できる138名（戸）の生産者を対象として，宝曆14年の河内村・塩屋村における農業生産構造と，その中での柑橘栽培の実態をみてみたい。

表7は，所持地の確定できる138名の所持地および栽培地が，全体に占める割合を示したものである。所持者の確定した耕地面積は，検地帳に記載された総耕地面積の46.0%である。田方に植栽された蜜柑園地の9歩と下々畑1畝6歩を，面積的に僅少であり，かつ偶発的な結果として除外すると，田面積は全体の46.5%，畑・山畑面積は45.9%と，ほぼ総耕地面積の割合に匹敵する。したがって，所持者の確定した耕地の田畑構成は，全体の構成を反映しているとみてよいであろう。また表7で対象とする農家数が全農家数の41.3%に当たることから，所持者の確定した農家の平均所持地面積は，所持地の確定できない複数同名者の平均所持地面積より大きいことになる。

河内村・塩屋村の田方総面積に占める所持者の確定した田面積の割合46.5%を基準として等級別に構成比率をみると，下田を最大として，上田・下々田で比率が上回るのに対して，中田・下々下田で比率が下回る。同様に畑・山畑においては，上畑・山畑と下畑・山畑において比率を上回り，中畑・山畑と下々畑・山畑において比率が下回っている。こうした田・畑などの等級別にみた構成比率の実態は，所持者の確定

表7 所持地確定者の地目別用途別構成

地目および用途	面積(構成比率)	総面積に対する割合
田畑面積	19町5反6畝22歩(100.0%)	46.0%
田	3町5反9畝22歩(18.4)	46.5
うち上田	1町7反4畝5歩(8.9)	48.1
中田	8反5畝20歩(4.4)	41.3
下田	6反4畝24歩(3.3)	53.9
下々田	1反6畝12歩(0.8)	48.4
下々下田	1反8畝15歩(1.0)	36.6
蜜柑仕立	6歩(—)	100.0
畑・山畑	15町9反7畝(81.6)	45.9
うち上畑・山畑	3町2反1畝19歩(16.4)	48.9
中畑・山畑	2町1反7畝18歩(11.1)	45.6
下畑・山畑	5町3反4畝2歩(27.3)	46.6
下々畑・山畑	4町4反1畝22歩(22.6)	43.4
下々下畑・山畑	1畝6歩(0.1)	100.0
蜜柑仕立	5反9畝21歩(3.1)	41.7
松仕立	3畝12歩(0.2)	33.1
櫨仕立	27歩(—)	75.0
雑木仕立	1反6畝23歩(0.8)	66.1

この表で使用した「蜜柑仕立」は、柑橘類「仕立」を意味する。

した総田畑面積を否確定者のそれとの間に差があることを示している。

同時に、稲作・普通畑作での差は、「仕立地」面積の比率の差にもなって現れている。すなわち櫨仕立や雑木等の仕立面積において、所持地が確定できる者全体の面積率は優るものの、蜜柑・松等の比較的生産性の高い仕立地の比率が低いのである。

表8は、所持地が確定できる農家のみを対象として、所持地の規模別農家構成を示したものである。当該時期の河内村・塩屋村における農家の経営規模は、すべてが2町歩以下であることから、表示した農家の中に、いわゆる「豪農」²⁹⁾的農家は存在していなかったとみてよい。

具体的に規模別構成をみると、最も構成比率の高い階層は、34.8%を占める5畝未満層であり、5畝から3反未満に至る各階層は、18.8%、15.9%、18.8%とほぼ近似した構成比

表8 規模別農家構成と柑橘類栽培農家数

(所持地確定者のみ)

農家数		(単位:戸,%)	
経営規模	農家数	うち田所持農家数	うち柑橘類栽培農家数
5畝未満	48(34.8)	7(11.3)	11(15.5)
5畝~1反未満	26(18.8)	15(24.2)	11(15.5)
1反~1.5反未満	22(15.9)	10(16.1)	14(19.7)
1.5反~3反未満	26(18.8)	19(30.6)	22(31.0)
3反~5反未満	12(8.7)	9(14.5)	9(12.7)
5反~1町未満	2(1.5)	0(0.0)	2(2.8)
1町以上	2(1.5)	2(3.3)	2(2.8)
計	138(100.0)	62(100.0)	71(100.0)
所持地			
経営規模	所持面積(A)	うち柑橘栽培面積(B)	A/B ×100
5畝未満	9反3畝27歩	3畝6歩	3.4
5畝~1反未満	1町8反6畝8歩	6畝3歩	3.3
1反~1.5反未満	2町7反3畝7歩	5畝	1.8
1.5反~3反未満	5町5反5畝11歩	1反6畝29歩	3.1
3反~5反未満	4町3反2畝26歩	1反1畝25歩	2.7
5反~1町未満	1町4反18歩	3畝24歩	2.7
1町以上	2町7反4畝15歩	1反3畝	4.7

率を示しているのが特徴的である。同時に当該地域において比較的規模が大きいと思われる5反から1町歩以上層(具体的には2町歩未満)をみると、わずかに1.5%ずつを占めるのみである。このことから、規模別にみた農家数の全体的階層構成は、「一握の土地持ちと大多数の零細農」といった構図にはならず、筒型に近いパターンを示しているとみてよいであろう。

また、当時の農業生産において最も重要であった水田の所持状況を規模別農家構成との関連でみると、5畝から3反未満層に所持農家が最も集中していることが判明する。こうした状況は、当時の地域農業を担った中心がこの階層にあったことを予測させる。

蜜柑仕立地を持つ農家を階層構成との関連でみると、栽培農家が各階層全般にわたって存在していること、1.5反~3反未満層において水

田所持農家数より柑橘栽培農家数が多いこと、栽培農家率が1.5反～3反未満層で84.6%、3反～5反未満層で75.0%、5反以上層で100.0%ときわめて高いこと、地域内では零細規模層にあたる5畝未満層においてさえ柑橘栽培農家率が22.9%であることなどが指摘できる。こうした柑橘栽培農家率の高さと全階層にわたる栽培農家の存在とは、多くの地域住民の「生活」に、「商品」作物としての「蜜柑」作が深く関わりあっていたことを的確に示しているとみてよい。

さらに農家の階層構成に現れた諸特質は、各農家階層の所持または栽培する耕地面積の構成にも的確に現れているとみてよいであろう。すなわち、1町歩以上層の所持する耕地は全所持面積の14.0%でしかなく、際だった土地の集中がみられないこと、1.5反～3反未満層が全所持面積の28.4%を、3反～5反未満層が22.1%をそれぞれ占めていることなどから、土地所持の観点からみてもこれら中規模層に比較的土所持量が多く、地域農業の主たる担い手であることを予測させ得る。しかし、農家の構成比率で34.8%を占める5畝未満層がわずかに耕地の4.8%を所持するにすぎないことは、上述の実態とともに、所持地規模が2畝に満たない農家が約35%も存在していたことを示している²⁰⁾。

以上のように階層間における所持地の分布状況を概観すると、明瞭な階層分解の形態は認められず、当該地域における中規模農家層を中心とした所持地の階層間分布形態が読み取れる。また、5畝未満層にみられるいわゆる「零細規模層」が一定の比率の下で存在していたことが指摘できる。柑橘栽培面積の階層間分布においても同様に、1.5反～3反未満層を頂点に、3反～5反未満層の所持地を合わせると全体の48.1%を占め、ほぼ半分に近い栽培面積をこの2つの階層が所持していたことを示している。さらに、1町歩以上層の所持する面積が21.7%を占めることから、この3つの階層が全体のおよそ7割の柑橘栽培地を所持していたことになる。すなわち、当該時期における柑橘栽培面積の主

要な担い手が、これらの階層にあったとみることもできるであろう。

ところが、柑橘（蜜柑）栽培面積率（表中の $A/B \times 100$ ）をみると、いわゆる零細規模農家の面積率は他の階層に比べて低くはなく、1町歩以上層の4.7%を除けば、5畝未満層の3.4%、5畝～1反未満層の3.3%は、1反～1.5反未満層以上の各階層の面積率より高い。したがって所持地内に占める柑橘栽培地の割合の高さは、栽培を担う各農家の家計経済内における柑橘の影響の強さを現わしていると考えることができる。

それゆえに、各階層間の面積率分布の実態から、当該地域での柑橘栽培が当時1反～1.5反未満層の1.8%を境として、それ以下層と以上層の2つの「層構造」を伴って展開していたとみることもできるのではないだろうか。ちなみに各階層の平均戸当たりの栽培面積を算出してみると、5畝未満層から1町歩以上層にかけて、8.7、16.6、10.7、23.1、39.4、57.0、195.0（いずれも「歩」）と順次変化していくことから、この時期の河内村・塩屋村の柑橘栽培が全層的に拡大していたとみてよからう。

図4は、各所持者ごとに、総所持地と柑橘栽培面積との関係を示したものである。全般的傾向をみると、所持地の増加につれて栽培面積を拡大する傾向を示す農家群と、所持地の増加と関係なく栽培面積が一定規模内に留まる傾向を示す農家群に大別できる。同時に、所持地が比較的小規模な農家に、柑橘面積率が10%を越える傾向を示す部分が認められる。このような各農家の分布形態は、柑橘栽培が、中・上層農家においてはいわゆる「多角経営」の一端として栽培されていた傾向が強く、所持地の規模が比較的小規模な農家に柑橘栽培面積率の高い農家が同時に存在する状況が読み取れるのではないだろうか。

いずれにせよ、近世中期の河内村・塩屋村の柑橘栽培は、栽培規模において地域内の上層農家の寄与率が高く、家計経済的に1反未満層により強く機能する「二層構造的傾向」を示した

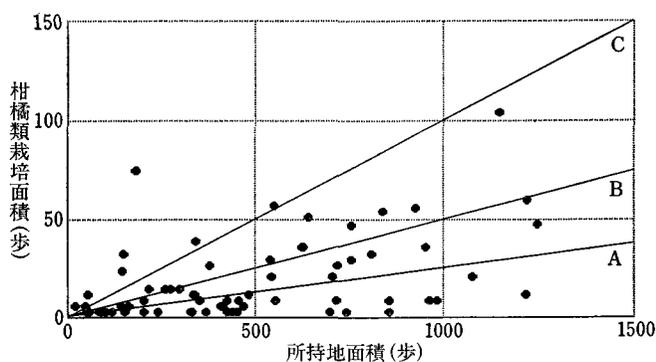


図4 所持地面積規模と柑橘類栽培面積との関連
 注) 仕立地率 A:2.5% B:5.0% C:10.0%
 資料)「宝暦検地帳」

がら、全階層によって生産が支えられていたこと、したがって多くの農家の家計経済に柑橘栽培が果たす地域的機能が形成されていたことなどの諸特質を指摘することができる。こうした柑橘栽培の農家家計経済に与える「機能」の構築は、前段で分析した柑橘類の「商品」化の発達過程に裏付けられたものであることに多言を要しない。

V. 「商品」化と生産構造にみる柑橘栽培の地域的意義

わが国における伝統的柑橘産地の大部分は、近世においてすでに「名産地」としての社会的位置を作り上げていたと指摘されている。しかし、こうした「名産地」の柑橘が、いつごろから「商品」として生産者の家計経済に機能してきたかということについては、従来必ずしも詳らかにされてきていない。

九州における伝統的柑橘栽培地域の多くは、近代初期に「名産地」として一定の産地形成がなされていたことを、安部熊之輔は指摘している。近代初期に確認される「名産地」は、近世における発達過程を除いて存在し得ない。近代初期に「名産地」と指摘されてきた諸産地のなかから、熊本県下の代表的産地である河内町河内・塩屋地区を事例として近世地方文書と藩政文書を分析してみると、近世中・後期において、柑橘栽培が地域生産者の家計経済に「商品」と

して一定の機能を果たしてきたことが判明した。

すなわち、柑橘類の「商品」としての存在は、『吉凶後鑑録』の元禄5（1692）年に「蜜柑三四分就方也、俵俵五拾文程ナリ」と、また同6年には「蜜柑十分ナリ、俵俵二拾五文」とあり、当時すでに「蜜柑」が販売されていたこと、俵装1俵単位で価格が形成され取り引きされていたと考えられること、収穫量の多少が価格に反映していたことなどから推察が可能である。

柑橘類の「商品」としての形は、元禄4（1691）年の項に「蜜柑千を俵俵といふ」とあるから、当時の栽培品種である小みかん1,000個詰め1俵を単位として取り引きが展開していたとみてよい。寛政年間（1789～1801）以降になると、従来の「俵」当たりの価格に加えて、「木立」の価格が新たに登場し、俵装に加えて立ち木売りの形態が導入されてくる。さらに、2つの「商品」形態が明瞭な価格差を伴っていたことも判明した。

『尾跡地蔵講御帳』の文化14（1817）年の項に「蜜柑成方、拾分一、値段ちぎり出八、九匁位イ、木立當時迄一向無之（取り引き、カッコ内筆者注）候」とある。「一向無之」とは、取り引き過程において双方の値段が折り合わないことによって惹起したと考えてよい。ちなみに『尾跡地蔵講御帳』の文化7（1810）年の項にある「蜜柑極々成方少ク、売人拾匁相場、買人ハ六、七匁位ニ而、一向売買も無之、買人も前

二ヶ年木立拾貳匁、拾壹匁ニ売候処、六匁、五匁八分位ニ拂イ候故、荒々身家ニ懸ル程之事故、此節も商繁昌不仕候」の記録は、「蜜柑」が買いたたかれた結果、「身家ニ懸ル」「事故」と意識されていたこと、天保年間以前には特別な搬送手段が記録されてこないことなどから、庭先での相対取り引きによる価格形成が行われていたと考えられる。

したがって柑橘生産者は、すでにこの段階において、自己の生活を維持する一つ的手段として「蜜柑」を機能させるために、現物をいかに多くの貨幣に置き換えるかという問題を抱え込んでいたことになる。柑橘類の生産は、単に生産のみに終始するのではなく、貨幣化の過程までが生産の目的範疇に属するように変化したことを示している。とくに寛政年間(1789~1801)以降、柑橘類の価格が月別・品種別に、また近世後期に至っては等級別に記録されてくること、「珍しき高値」(天明2 <1782>年)、「後小天より買入れ人二拾匁といふ」(享和元<1801>年)、「蜜柑木立八匁……高瀬ニ而拾匁」(文化8 <1811>年)、「久年母値段吉、貯ひ置物也」(文政2 <1819>年)、「熊本ニ而四匁五分、船積四匁位也」(天保4 <1833>年)など、仕向先、売り渡し人、出荷時期に関わるこれらの記録とは、すべてが「価格差」に関連したことをあわせて記録している点に収斂することができるであろう。

近世の後期段階で一層明確になってくる貨幣化過程までを目的範疇においた河内の柑橘栽培は、必然的に産物の交換過程で売人と買人との位置関係を構築していくことになる。たとえば『尾跡地蔵講御帳』の文化7(1810)年の記録に、生産者が現物の換金過程を「商い」と位置づけていること、相対取り引きにおいて対前年比30%以下の安価でも蜜柑を売り払っていることなどが、両者の位置関係を明確に提示している。

以上の事柄から、近世中期段階で当該地域の柑橘類は、商品作物として栽培され家計経済を維持する一つ的手段として機能していたこと、

後期にいたる過程で現物の換金化過程を目的範疇においた形で生産されてきたことが判明した。こうした状況は、柑橘類の取り引きを媒体に、生産者と買取り人との社会的位置関係を明瞭に確立してきたと考えてよいであろう。

「宝暦検地帳」の分析結果を重ねあわせると、当該地域の柑橘類が近世中期の段階で各階層間に広く拡大し、かつ商品作物として栽培され家計経済に一定の機能を果たし得たことになる。近世中・後期における産地の実態は、肥後54万石の中心であった城下町熊本の発展をはじめ、有明海沿岸の島原・佐賀・柳川・高瀬など周辺諸都市の発展を基本的な条件としながらも、生産の「場」に関わる「自然環境」を介して生産者が判断した他作物に比べた柑橘栽培の相対的有利性が大きく作用しているとみてよい。

たとえば天明2(1782)年の場合、蜜柑価格が「珍しく高値」であったとしても、小みかん1俵の値段が米1俵のおよそ半分にあたること、近世中期の蜜柑が比較的安値の場合でも米1俵の価格が小みかんの3~4俵に相当すること、同時期の久年母・橙の場合1.5~2俵に匹敵すること、近世末期に登場する温州橘もほぼこうした傾向を示すことなどは、寛政11(1799)年の「蜜柑ハならず、五俵七俵或ハ十俵と云者計也」と言う記録と関連させてみたとき、不作年でわずか10俵の収穫しかなかった農家でも、その販売代金が米の2~3俵に相当することになる。

水田適地に乏しく、畑・山畑が主たる生産の「場」であった河内村・塩屋村の場合、地域内で相対的に生産性の低い畑・山畑を中心に存在した柑橘仕立地は、価格換算においておよそ4分の1内外の稲作空間に相当する貨幣収入をもたらした。当該地域は肥後米の産地の一部でありながら、元来山腹斜面を生産の場としてきた地域住民にとって、米自給量を地域内で生産することが不可能であった。このため、柑橘類の販売を通して得た貨幣で米を購入するというのが、水田を所持するのと同じ機能を果たしていたことになる。

しかも、大坂・京都などで米価が高騰し、米の買占め打ち壊しが頻発した天明3（1783）年の凶作飢饉の年の記録に「春飢饉、葛根、^{すみれ}蕪をほり喰物とす。世間に飢死あり（哀危世の形成慙むへし）。当村ニハ左様の者ハ無シ」とあり、この年の柑橘類が収穫期をむかえた10月における新米価格が32匁/俵、これに対して蜜柑の価格が6.5匁/俵とも記されている。米に比べて需要弾力性が高い蜜柑価格のおよそ5倍程度で、飢饉の年の10月に米1俵が購入できたことになる。飢饉そのものの発生が社会体制のあり方によって増幅されるとしても、柑橘栽培が、経済的混乱期にも地域住民の生活維持手段としてかなり有効に機能したと考えられる。したがって嘉永5（1852）年の記録に「聖ヶ塔ニ畑四畝貳拾分代錢三百五拾目、小川内儀右衛門殿より尾跡中ニ而買受け候也」とあるように、「資金」の地域内蓄積をも可能にしたのではなからうか。

以上のように、近世中・後期を通して河内村・塩屋村で展開してきた柑橘栽培は、生産性の低い山腹斜面を生活の場として限定された地域住民の生活維持手段として、重要な意義を形成してきたとみてよいであろう。

VI. まとめ

近代初期において、わが国には、いわゆる「名産地」と称せられる多くの果樹産地がすでに存在していた。こうした実態は、柑橘産地においても例外ではない。近代初期の「名産地」は、近世における一定の発達を背景として存在したことは多言を要しない。しかし現段階において、柑橘産地の近世における発達状況は、必ずしも十分に解明されているとは言いがたい。

九州の伝統的柑橘栽培地域の一つである熊本市河内町を事例に、地方文書と藩政文書を手がかりに近世中・後期の産地実態を分析した結果、当該地域の柑橘は、17世紀末に「商品」としてすでに機能する側面を持っていたこと、明治期の発展の基盤が近世末期にはできあがっていたことなどが判明した。近世中期から後期にかけて柑橘類を「商品」として確立していく過程は、

生産者が記録した品種別・換金時期別・仕向地別による価格の変動に関わる克明な記録が逐次増加していくことから推察することができる。とくにこうした傾向は近世後期に至って顕著に現われ、搬送方法・栽培品種・換金方法の多様化などに象徴される。

柑橘類の生産と「商品」化過程の発達を根底で支えてきた生産構造を、「宝曆検地帳」を基本的資料として所持地の確定できる者を抽出し分析してみると、所持地規模別構成において所持地の集中、階層の分解などは明確に確認できず、所持地の階層間分布から、いわゆる中規模農家層が当該時期における生産の主たる担い手であったことが判明した。こうした状況を敷衍して、柑橘栽培の主要担い手層も中規模農家層にあるものの、全層的に柑橘栽培が拡大していた実態は、永年性作物の持つ営農的特質を鑑みたとき、一つの地域的特質として指摘できる。

階層別に柑橘仕立地率をみると、1町歩以上層を別として、仕立地率は中層農より零細農家層に高く、柑橘類生産の家計経済に与える影響が零細規模層により強く現われることが指摘できる。しかしその規模は、所持地規模と関連してきわめて零細である。したがって柑橘栽培の家計経済への影響・生産量・栽培面積などの観点からみると、当該時期の柑橘栽培は、家計経済への影響度が強い零細層と、生産量・仕立地面積をおもに担う中上層農以上層の「二層的生産構造」を伴って展開していたと推察できる。

近世中期において柑橘類が地域の全階層によって栽培されてきたことは、地域住民にとって生産手段と一体になった生産環境を介して、他作物に比べ、生活維持手段として相対的有利性を持っていたからに他ならない。元来、米の地域内自給が不可能な当該地域において、生産性の相対的に低い所持地に植栽された柑橘は、「商品」として機能することによって、地域住民に水田を所持するのと同等の役割を果たしたことが大きく作用していたとみてよいであろう。むろん柑橘類の「商品」化に対し、自給的農業生産と近隣の城下町熊本など都市の発展に伴っ

た柑橘市場の拡大が、柑橘栽培の地域的機能を根底において支えてきたことは多言を要しない。

柑橘の仕向市場は、表・裏年に現われる収量の変化が価格に敏感に反映されることから、狭小であったと考えられる。米価と連動しない柑橘類の価格動向は、逆に米価の下落・飢饉による高騰に伴って惹起する社会的物価変動に対して、生産を担う地域住民の「生活防衛」に大きな機能を果たしたとみることができる。また、こうした生産者段階で受け止められた柑橘栽培の「意義」が、産地の発展を生産の場において支えてきたと考えられる。

しかし「商品」として柑橘が機能することは、同時に生産者の生産を基盤とした「生活」全体をいわゆる商品経済に移行させることにも連なっており、「商品」の売買を通して売り手と買い手の新たな社会関係を構築していくことになる。こうした側面は、富の集中分散をてこに、地域内の社会的階層構造を変容させる原動力として作用するとみてよいであろう。したがって宝暦14年段階で示された生産構造が、近世後期に一層進展する柑橘の「商品化」に伴って変容することは、当然予測される。この点の解明については今後の課題である。

(日本大学経済学部)

〔注〕

- 1) 古島敏雄(1963):『近世日本農業の展開』東京大学出版会, 615頁, 同(1963):『資本制生産の展開と地主制』御茶の水書房, 533頁。
- 2) ここでは明治文献資料刊行会(1965):『明治前期産業発達史資料 別冊(3)』所収のものを使用した。蜜柑については紀伊国名草郡・海部郡・那賀郡・伊都郡・有田郡・牟婁郡が産地として登場するが、九州の伝統的産地は記載されていない。
- 3) 安部熊之輔(1904):日本の蜜柑(『明治農書全集 第7巻 果樹』所収, 5~181頁)には、筆者が現地踏査をもとに調べた産地の実態が記載されている。
- 4) 河内町史編集委員会(1991):『河内町史』熊本県飽託郡河内町, 全6巻。
- 5) 県立図書館に保存された藩政文書は、おもに検地帳類であり、河内町関係では慶長・寛永・宝暦・明和期の検地帳と文政年間の「五町手永略手鑑帳」が保存されている。他に細川家文書が「永青文庫」として熊本大学図書館に保存されている。
- 6) たとえば、農林省蚕糸園芸局・果樹農業発達史編集委員会(1972):『果樹農業発達史』農林統計協会刊は、1970年代までに刊行された各地域の文献・研究成果をまとめたものである。
- 7) たとえば、宮島昭二郎(1958):『玉島密柑発達史』佐賀県農業試験場・浜崎玉島町, 442頁, 安藤万寿男(1963):『日本の果樹』古今書院, 215頁, 村上節太郎(1967):『柑橘栽培地域の研究』, 1089頁, 松村祝男(1977):『地域の近代化と果樹作の展開』多賀出版, 198頁, 窪田重治(1990):『愛媛の果樹産地の形成とその変容』青葉図書, 339頁, 小林孝一(1972):果樹農業の展開と産地形成(1)―第二次大戦前の過程について―, 横浜市立大学論叢社会科学系列, 23-3/4, 363~407頁などが報告されている。
- 8) 『尾跡地蔵講御帳』『吉凶後鑑録』『恵比寿祭礼帳』『西宮講帳』『葛山区祭礼帳』の5文書については、『河内町史 資料編第三』に収録されたものを使用した。
- 9) 『蜜柑覚帳』は、尾跡区東家の蜜柑を中心とした農産物の販売控帳である。この文書の詳細な分析は、今後の課題の一つである。
- 10) 「宝暦検地帳」は現河内町全域に相当するものが残存している。蜜柑仕立地の内書きは、河内村・塩屋村の他に船津村・白浜村についても同様に記載されているが、ここでは最も集中して仕立地が現れる河内村・塩屋村の「本田畑地」のみを対象とした。なお各村の仕立地の状況については『河内町史 柑橘・民俗編』を参照されたい。
- 11) 筆者は、『尾跡地蔵講御帳』を例にした「生活記録」の諸特質について、松村祝男(1987):民衆の記録した農業災害―熊本県河内町尾跡地区の事例―, 地理誌叢, 28-2, 26~38頁において吟味した。
- 12) 記録される「事象」の選択基準は、記録者の生活に与える影響の度合いが強く作用しているとみてよい。また記録に現われた表現などは、記録者が直面した「事象」を経験しているか否かによって大きく異なるとみられる。前掲11)。
- 13) 2文書を選択した理由は、柑橘の「商品」化過程を追跡するうえで、これらの文書が生産者の手によって書き記されたものであること、経年的に記載され脱落がほとんどないことにある。
- 14) 近世の一村落下内に同一名者がいることは取り立てたことではない。しかし、のべ人数203名にも及ぶのは、帳付者総人数に対する比率からみて注目に値する。こうした事柄が惹起する原因は、五

町手永の河内村・塩屋村（文政8年「五町手永略手鑑帳」では両村が「川内村庄屋」の下で一括して扱われている）が広域であること、河内村内に葛山・清田・中川内の3自然村が含まれていることなどにあると考えられる。この問題については今後検討を加える機会を得たい。

- 15) ここでいう「自然村」とは、村落共同体の基礎となる地域社会で、同一の氏神（信仰）を中心として形成された地域社会と規定しておきたい。日本地誌研究所編（1977）：『地理学辞典』二宮書店、292頁。
- 16) たとえば葛山村の「源七」、清田村の「源七」、中川内村の「源七」といった区分が可能となる。
- 17) 尾跡地区は近船津村に属するが、明治22年に施行された町村制によって、河内村・塩屋村・船津村・白浜村が合併して河内村となる。河内町史編集委員会編（1993）：『河内町史 通史編 下』を参照されたい。
- 18) 享和年間をもって区分したのは、寛政の改革が挫折終結し、家斉の政治体制に変容する時期にほぼ符合すること、比較することのできる地方文書の存否などによる。
- 19) 前掲10), 8～9頁。
- 20) 戦後開発された密植法では4～5年で成園になるが、これ以前は、肥培管理を行ないながら成園化まで8～10年を要した。したがって、肥培管理技術の未発達な段階にあった当時は、成園化までかなりの時間を要したとみてよいであろうし、実生にて苗木を養生した場合はさらに長時間を要するからである。
- 21) 三井文庫編（1989）：『近世後期における主要物

価の動態』東京大学出版会、125頁。

- 22) たとえば、近世の状況を継承していたと一般に指摘されている明治初期の仕向地をみると、島原・柳川・佐賀をはじめ、県内の川尻などが登場する。前掲10), 118～158頁。
- 23) 普通畑における蜜柑仕立地は、下々畑以下の等級地に分布する。
- 24) 肥培管理技術が未発達な段階では、園地の分布が、より生産環境（自然条件）の優れた場所に限定される傾向が強い。松村祝男（1974）：藤枝市西方を中心としたみかん作の地域的展開について、千葉商大論叢、11-3B, 54～81頁。
- 25) ここでいう「豪農」とは、生産者であり、かつ経済力を背景に社会的権力の末端を担う性格を持つ農家と一応規定しておきたい。傳田 功（1978）：『豪農』教育社、227頁。
- 26) 2畝未満の農家層が、所持地の経営のみで生活の維持が可能か否かを検討することが必要であり、あわせて他の生活維持手段の存否の分析が今後の課題として残るが、ここでは水田所持農家の存在、柑橘園地率の相対的高さのみを取り上げておきたい。

〔付記〕

本研究を遂行するにあたり、終始ご指導を賜った河内町史編集委員会田辺哲夫委員長と、地方文書・藩政資料の閲覧・複写にご尽力を賜った熊本市河内総合支所の荒木孝道氏にこの場をかりて厚く感謝を申し上げる次第である。なお本稿の一部は歴史地理学会第150回例会で報告した。

COMMERCIALIZATION AND PRODUCTION PROCESSES OF ORANGE
CULTIVATION IN THE MIDDLE TO LATE EDO ERA:
THE CASE OF KAWACHI-MACHI, KUMAMOTO PREFECTURE
Norio MATSUMURA

Many studies have reported that different fruits had already become "commercial crops" in the late Edo era. However, the period of commercialization and the production processes of these crops have not been identified. Through the analyses of old documents and land records, this study identified commercialization processes and production structures of oranges in the middle to late Edo era in Kawachi-Shioya District of Kawachi-machi, Kumamoto prefecture.

The results can be summarized as follows. While the origin of orange production in Kawachi-machi is not certain, a documents shows that some oranges, mainly Kinokuni mandarin, already were sold in the Genroku period. Commercial oranges gained a variety. Whereas Kinokuni mandarin, bergamot, and bitter oranges were the only commercial varieties in the middle Edo era, shaddock oranges were added in the Bunka period, and the Unshu variety became commercialized in the Bunkyu period. The sales in the producers' houses dominated throughout the Edo era. From the middle Edo era, the sales in boxes were added to the sales by trees. The sales price documents came to include the difference price in different seasons in the Kansei period. In the Bunsei period, high sales prices of stocked fruits were recorded. In the Tempo period, Kumamoto became one of the shipping places and shipping by boats were recorded since then. The price changes since the middle Edo era do not correspond to those of rice. On the contrary, the price tended to go up when rice price dropped.

The analyses of the 1764 land records revealed that oranges were produced by the farmers of all economic classes. Whereas the most production acreage was covered by the middle to upper class farmers, the economic importance was greater in the lower class farmers. We do not know, however, if this situation lasted until the late Edo era.

Production and commercialization processes of this area in the middle to late Edo period reflected the response of the residents, whose settlement area was unsuited to rice production, to social changes through orange production. The production and commercialization effectively protected the residents from economic changes. The foundation of the development of orange production after the Meiji era was already established in the Edo period.